



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

775	方地区土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	1
776	平成5年和歌山県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正	(資源管理課).....	2
777	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
778	道路の供用開始	( " ).....	3
779	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3
780	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	3
781	"	( " ).....	4
782	"	( " ).....	5
783	"	( " ).....	6
784	"	( " ).....	7
785	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
786	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	8

### ○ 公安委員会告示

24	駐車監視員資格者講習の実施	.....	9
25	遊泳区域の指定	.....	10

### ○ 警察本部告示

5	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	10
---	--	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	中西迪雄	海南市下津町上1000番地
理事	鈴木貴富	海南市下津町方259番地2
理事	北村善照	海南市下津町大崎1375番地
理事	梶本久博	海南市下津町方866番地
理事	鯨洋人	海南市下津町方473番地
理事	宮本康二	海南市下津町方1475番地2
理事	向山幸志	海南市下津町大崎1456番地
理事	種治昭宏	海南市下津町小畑1166番地
理事	北東信	海南市下津町方830番地

理事 西岡良起 海南市下津町下津95番地  
 理事 大谷昇 海南市下津町方1154番地  
 理事 前田源作 海南市下津町方421番地  
 監事 田中良幸 海南市下津町方411番地  
 監事 北東憲治 海南市下津町方348番地

2 就任した役員(平成29年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	奥村定雄	海南市下津町大崎1378番地
理事	北東久明	海南市下津町方828番地
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	藤本利英	海南市下津町大崎1389番地
理事	北村昌彦	海南市下津町方763番地
理事	硯行男	海南市下津町方1391番地
理事	森脇千良	海南市下津町方771番地
理事	梶本清之	海南市下津町方955番地
理事	桑原正人	海南市下津町上134番地
理事	前山敏浩	海南市下津町方262番地
理事	大谷光幸	海南市重根西一丁目5番地11 グランリアンⅡ105号
監事	向山壽紀	海南市下津町方1797番地
監事	梶本和也	海南市下津町方981番地

和歌山県告示第776号

平成5年和歌山県告示第448号(漁船損害等補償法の規定による加入区の指定)の一部を次のように改正する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「毛見浦加入区 毛見浦漁業協同組合の区域  
 冷水浦加入区 冷水浦漁業協同組合の区域」を「冷水浦加入区 冷水浦漁業協同組合の区域」に改

める。

和歌山県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

有田郡有田川町大字瀬井字祢ぶ 砦508番5地先から同町大字瀬井 字祢ぶ砦516番1地先まで	旧	4.77 } 26.95	151.09	
同上	新	18.79 } 38.73	148.40	

**和歌山県告示第778号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字瀬井字祢ぶ砦508番5地先から同町大字瀬井字祢ぶ砦516番1地先まで

で

供用開始の期日 平成29年6月20日

**和歌山県告示第779号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

向地地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱7号と標柱1号を結ぶ線は、町道下和田線、町道下和田3号線、町道下和田4号線及び町道下和田5号線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	下和田	上地	543番1	
2号	〃	〃	〃	向地	231番	
3号	〃	〃	〃	宮ノ本	20番	
4号	〃	〃	〃	〃	13番2	
5号	〃	〃	〃	〃	13番3	
6号	〃	〃	〃	〃	10番1	
7号	〃	〃	〃	〃	22番	

**和歌山県告示第780号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域として指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

不動寺谷（3-203-1-004）、山田川右支溪（3-203-2-006）、吉原川（3-203-2-003）、吉原川右支溪（3-203-3-002）、山内川（3-203-1-034）、隅田川右支溪（3-203-2-054）、山田2（Ⅱ-120）、山田3（Ⅱ-121）、山田5（Ⅱ-134）、山田6（Ⅱ-136）、山田7（Ⅱ-147）、山田8（Ⅱ-174）、山田20（Ⅱ-176）、山田9（Ⅲ-43）、山田10（Ⅲ-44）、山田16（Ⅲ-51）、山田17（Ⅲ-53）、山田18（Ⅲ-54）、山田21（Ⅱ-10083）、山田22（Ⅱ-10084）、山田23（Ⅱ-10085）、山田24（Ⅱ-10086）、山田25（Ⅱ-10087）、山田26（Ⅱ-10088）、山田27（Ⅱ-10089）、吉原1（Ⅱ-135）、吉原2（Ⅱ-145）、吉原3（Ⅱ-146）、吉原5（Ⅱ-177）、吉原6（Ⅱ-178）、吉原7（Ⅱ-179）、吉原8（Ⅱ-180）、吉原9（Ⅱ-181）、吉原10（Ⅱ-207）、吉原13（Ⅲ-57）、吉原14（Ⅲ-58）、吉原15（Ⅲ-59）、吉原16（Ⅲ-60）、吉原18（Ⅲ-63）、吉原19（Ⅲ-64）、吉原21（Ⅲ-66）、吉原22（Ⅱ-10090）、吉原23（Ⅱ-10091）、吉原24（Ⅱ-10092）、吉原25（Ⅱ-10093）、吉原26（Ⅱ-10094）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

吉原川右支溪（3-203-2-002）、吉原（99）、吉原梗断線（120）、吉原2（122）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

和歌山県告示第781号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

持仏堂谷川(4-361-1-013)、栖原(9)(I-2266)、吉川(I-2267)、栖原(8)(I-2268)、栖原(2)(I-3715)、栖原(3)(I-3716)、栖原(4)(I-3717)、栖原(5)(I-3718)、栖原(6)(I-3719)、栖原(7)(I-3720)、栖原(10)(I-3721)、栖原(11)(I-3722)、栖原(12)(I-3723)、栖原苜蓿(1)(I-3725)、栖原苜蓿(2)(I-3726)、栖原丸山(I-3727)、栖原矢田池尻(I-3728)、栖原池ノ内(I-3729)、栖原山下(II-3031)、栖原前山(II-3032)、栖原(1)(II-3033)、栖原千川谷(II-3034)、矢田池尻(1)(II-3035)、矢田池尻(2)(II-3039)、矢田池尻(3)(II-3040)、栖原池ノ内(2)(II-3041)、湯浅東元山(2)・湯浅(4)(II-3042)、栖原北矢田(III-1540)、栖原池ノ内(3)(III-1544)、栖原(102)(I-40038)、栖原(111)(I-40040)、栖原(112)(I-40041)、栖原(115)(I-40042)、栖原(101)(II-40341)、栖原(103)(II-40342)、栖原(104)(II-40343)、栖原(106)(II-40345)、栖原(107)(II-40346)、栖原(109)(II-40347)、栖原(110)(II-40348)、栖原(113)(II-40349)、栖原(114)(II-40350)、栖原(116)(II-40351)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

栖原(108)(I-40039)、栖原(105)(II-40344)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第782号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪(5-205-1-026)、北塩屋1(5-205-1-027)、王子川右支溪(5-205-1-029)、日高川

左支溪(5-205-2-025)、峠(I-976)、塩屋(I-977)、塩屋町北塩屋1(I-3907)、塩屋町北塩屋2(I-3908)、北塩屋(102)(I-50177)、北塩屋(104)(I-50179)、北塩屋(105)(II-50264)、北塩屋(106)(II-50265)、北塩屋(107)(II-50266)、北塩屋(108)(II-50267)、北塩屋(109)(II-50268)、北塩屋(110)(II-50269)、北塩屋(111)(II-50270)、北塩屋(112)(II-50271)、北塩屋(113)(II-50272)、北塩屋(114)(II-50273)、北塩屋(115)(II-50274)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

王子川右支溪(5-205-2-026)、北塩屋(101)(I-50176)、北塩屋(103)(I-50178)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第783号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

比井川右支溪(5-382-1-017)、比井川右支溪(5-382-1-018)、比井川左支溪(5-382-1-019)、比井(I-950)、比井(I-952)、石ノ瀬1(I-3938)、比井(101)(I-50180)、石ノ瀬2(II-4082)、比井(102)(II-50275)、比井(103)(II-50276)、笠ヶ谷(III-2547)、新出3(III-2548)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (2) 土砂災害警戒区域の名称

比井川右支溪(5-382-1-016)、比井1(5-382-2-008)

### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第784号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

庄川右支溪(8-421-2-005)、庄川右支溪(8-421-2-006)、庄川左支溪(8-421-2-007)、太田川右支溪(8-421-1-012-1)、太田川右支溪(8-421-1-012-2)、太田川右支溪(8-421-1-013)、太田川左支溪(8-421-1-014)、太田川右支溪(8-421-2-004)、粉白001(8-421-1-009)、太田川右支溪(8-421-1-011)、粉白002(8-421-2-003-1)、粉白003(8-421-2-003-2)、庄(I-1930)、南地(I-1931)、東山(I-1932)、庄2・庄(II-8254)、庄3(II-8255)、向地2(II-8256)、下和田3(II-8257)、庄4(III-4555)、駿田(I-1938)、八尺鏡野(I-1939)、池尻(I-1940)、八尺鏡野3(I-4696)、八尺鏡野2(I-4697)、八尺鏡野5(II-8261)、八尺鏡野6(II-8262)、駿田2(II-8263)、八尺鏡野4(II-8264)、八尺鏡野(101)(II-80107)、和泉地(I-1941)、粉白・粉白(I-1942)、粉白3・粉白(I-4703)、粉白4(I-4704)、粉白5(II-8275)、粉白2(II-8276)、粉白6(II-8277)、粉白7(II-8278)、粉白8(II-8279)、粉白9(II-8280)、粉白10(II-8281)、粉白11(II-8282)、粉白12(II-8283)、粉白13・粉白(III-4561)、粉白14(III-4562)、粉白15(III-4563)、岩屋崎2(III-4568)

### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

粉白004 (8-421-1-010)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第785号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3391	田辺市秋津町字東八町390番1の一部	愛知県名古屋市長区桶狭間上の山2017番地坂口和也	平成29.6.8	4.50 ∩ 4.63	58.68

## 和歌山県告示第786号

平成29年度胸部（デジタル）検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
胸部（デジタル）検診車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社和歌山支店  
和歌山県和歌山市福町37番地
- 5 落札金額  
44,172,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,272,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年4月21日



## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月20日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埜 嗣

## 1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

## (1) 実施日時

講習1日目	平成29年9月12日（火）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講習2日目	平成29年9月13日（水）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修了考査	平成29年9月20日（水）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

## (2) 実施場所

## ア 講習（1日目及び2日目）

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛12階 1203会議室

## イ 修了考査

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛12階 1203会議室

## (3) 受講定員

18人

## 2 受講手続に関する事項

## (1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）等申込者が本人であることを証するものの写し

## (2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出したのち、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

## (3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成29年7月3日（月）から同年9月4日（月）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

和歌山県公安委員会告示第25号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年6月20日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月1日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月8日から同年8月20日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月8日から同年8月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づ

き、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年6月20日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年6月20日（火）において、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営しているもの又は経営に実質的に関与しているものでないこと。

(8) 暴力団等に対する、資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。

(9) 政治活動又は特定の公職者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(12) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

(13) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- カ 所在地見取図
- キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
- ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
- コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
  - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
  - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
  - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
- サ 財務諸表（直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
- シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（12）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
- ス 駐車監視員資格者証の写し

(2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年6月20日（火）から同年7月4日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成29年6月20日（火）午前9時から同年7月5日（水）午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室7

##### (2) 日時

平成29年6月27日（火）午前10時00分

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成29年6月20日（火）から同年7月11日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

#### 6 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター  
和歌山市西1番地 交通センター2階  
郵便番号 640-8524  
電話番号 073-473-0356  
ファクシミリ番号 073-475-0359

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成29年7月14日（金）までに通知する。

#### 8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成29年7月24日（月）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成29年7月27日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面に

より行うものとする。